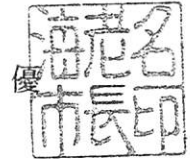


平成29年 1月 11日

様

海老名市長 内 野



下水道事業受益者負担金の徴収猶予に関する手続きについて

日頃より海老名市公共下水道事業につきまして、多大なるご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当市では、平成28年10月1日付で「海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則」を改正いたしました。これにより、下水道事業受益者負担金の徴収猶予を受けている方は、毎年猶予対象の土地の現況を届け出ていただくこととなりました。

つきましては、別添の「下水道事業受益者負担金徴収猶予対象土地現況届」を、同封の返信用封筒にて2月28日（火）までにご提出いただきますようお願いいたします。

様の下水道事業受益者負担金の猶予状況は別紙1のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

なお、届出がない場合、徴収猶予を取り消し、受益者負担金を精算していただくこととなります。

詳細については、裏面をご確認ください。

ご不明な点等がございましたら、下記のお問合せ先までご連絡いただくようお願いいたします。

問合せ先
下水道課 計画係 越川、東条、得田
TEL：046-235-9617（直通）
E-MAIL：gesui@city.ebina.kanagawa.jp

下水道事業受益者負担金について

1 受益者負担金とは

下水道事業は、下水道が整備され当該利益を受ける方に対し、事業費の一部を負担していただくことにより負担の衡平を図ろうという考えから、下水道への接続が可能となる土地の所有者または権利者等に「下水道事業受益者負担金」を賦課しています。

2 受益者負担金の徴収猶予とは

「下水道事業受益者負担金」は、下水道への接続が可能となるすべての土地を対象に負担していただくのが原則ですが、土地や受益者の状態によって、一定の時期まで徴収を猶予することができます。

しかし、徴収猶予されている土地を宅地化する場合や、売買などする場合は、徴収猶予事由が消滅するため、徴収を延期していた下水道受益者負担金について、精算していただく必要があります。

今後のお手続きのご案内

対象の土地の状況により、下記のお手続きをお願いいたします。

① 土地の状況に変更がない場合

猶予を継続するため、同封の「下水道事業受益者負担金徴収猶予対象土地現況届」の提出をお願いいたします。

ご記入の際には、**別紙2**の記入例をご参照ください。

② 土地の状況に変更がある場合

分筆、合筆、売買、土地利用を図られた、または道路用地等として市に売却した、国土調査等により面積が変更されたなど、土地の状況に変更がある場合は、状況により、①の手続きに加えて、「下水道事業受益者負担金徴収猶予事由消滅届」または「下水道事業受益者変更届」による届出が必要になりますので、詳細については裏面に記載の問合せ先までお問合せいただきますようお願いいたします。

第2号様式 (第4条関係)

下水道事業受益者変更届

年 月 日						
海老名市長 殿						
新受益者	住 所 _____ (ふりがな) 氏 名 _____ 印 電話番号 _____					
旧受益者	住 所 _____ (ふりがな) 氏 名 _____ 印 電話番号 _____					
土地所有者	住 所 _____ (ふりがな) 氏 名 _____ 印 電話番号 _____					
海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第4条の規定により次のおおりに届けます。						
変更区分						
変更の内容	土地の所在地	地目	地積		変 更 年 月 日	理由 (売買、贈与権利の異動等)
			旧	新		
			㎡	㎡	. .	
					. .	
					. .	
					. .	
					. .	
					. .	
住 所	新 住 所					
	旧 住 所					
摘 要	1 新たに受益者となった方が、土地の所有者である場合は、従前の所有者と、新たに受益者となった方が権利者である場合は、土地の所有者及び従前の権利者とそれぞれ連署して提出してください。 2 変更の事由を証する書類を必ず添付してください。 3 この届けは変更のあったとき、速やかに提出してください。					

第4号様式 (第8条関係)

下水道事業受益者負担金徴収猶予事由消滅届

年 月 日

海老名市長 殿

住 所 _____
 (ふりがな)
 受益者 氏 名 _____ 印
 電話番号 _____

海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり届けます。

徴収猶予事由消滅の内容

土地の所在地	地目	地積 m ²	猶予率 %	徴収猶予金額 円

徴収猶予事由消滅の理由

別紙1

【賦課当時の受益者負担金の徴収猶予の状況】

賦課年度	① 所在地	② 地目	③ 猶予地積 (㎡)	受益者負担金の 金額 (円)	④ 徴収猶予率 (%)	⑤ 徴収猶予金額 (円)	受益者
平成5年度	今里二丁目	畑	565.00	132,775	80	106,220	
平成7年度	今里二丁目	畑	600.00	141,000	80	112,800	
平成7年度	今里二丁目	畑	1,287.00	302,445	80	241,956	
平成7年度	今里二丁目	畑	340.00	79,900	80	63,920	
平成7年度	今里二丁目	畑	168.00	39,480	80	31,584	
平成5年度	今里三丁目	畑	469.00	110,215	80	88,172	

644,652